# 第2回政令指定都市問題研究会 会議の概要

1 日時

平成18年10月20日(金) 午後2時から午後5時まで

2 場所

野田市役所8階大会議室

3 主催者

東葛広域行政連絡協議会(事務局:柏市)

- 4 会議の概要
  - ●構成員の変更について

鎌ケ谷市の構成員について、政令指定都市問題研究会設置要綱に示された「市長公室長」 を「市長公室参事」に変更する旨、事務局から説明があった。

●講話「地方制度調査会における道州制・大都市制度の議論の行方と今後の動き」 総務省自治行政局合併推進課課長補佐から、地方制度をめぐる諸課題と議論の動向について、説明があった。講話内容は以下のとおり。

- ・地方分権の現状と課題
- ・合併特例法下における市町村合併の状況、合併新法下における取組の状況
- 道州制議論の背景
- 第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」の概要
- 道州制の基本的な制度設計
- ・道州制の導入に関する課題
- ・政令指定都市、中核市、特例市の処理する主な事務の比較
- ・政令指定都市移行のメリット等について
- ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、分権改革工程表について
- 地方行革新指針の概要

その後、質疑が行われた。

- ●報告事項「前回会議での指摘事項整理及び会議後のWGでの検討結果等」 事務局から報告を行った。報告に対する意見は特になかった。
- ●協議事項(1)、(2) 「政令指定都市制度の概要」、「政令指定都市移行の要件等」 事務局から資料1に基づき説明があった。説明に対する意見の概要は以下のとおり。
  - ・政令指定都市の財政上の特例である「宝くじの発行」について、より詳細な研究が必要である。
  - ・今回の資料においては、政令指定都市に移行した際の歳出面での具体的事例は示されて いるが歳入面の事例がないため、追加する必要がある。

- 「身近な区役所」のあり方について、さらに研究していく必要がある。
- ・近年合併して政令指定都市となった市において、合併協議の過程で合併に加わらなかった市町村もあると思われるが、その理由等の情報を収集する必要がある。
- ・各市の政令指定都市移行における理念・方向性等について、さらに整理する必要がある。
- ・先進事例について、職員削減等の行革面の分析を、さらに進める必要がある。
- ・都市交通事業などの状況等についての分析を、さらに進める必要がある。
- ・今後とりまとめる報告書等においては、わかりやすい表現を使うことや、表現・文言を 統一する等の見直しが必要である。

### ●協議事項(3) 「道州制等の政令指定都市への影響」

事務局から資料1に基づき説明があった。説明に対する意見の概要は以下のとおり。

・ 今後の人口動態の見通し等の観点からの分析も必要である。

## ●協議事項(4) 「政令指定都市移行により想定される変化、影響等」

事務局から資料1に基づき説明があった。説明に対する意見の概要は以下のとおり。

- ・論点のまとめにあたり、政令指定都市の特例(事務配分の特例、財政上の特例、行政組織上の特例など)との関連性を明確にした方がわかりやすい。
- ・行政区の設置に関する点は、表現も含め、さらに検討が必要である。
- わかりやすい表現でまとめていくことが必要である。
- ・行政側からの視点ではなく、市民の視点で整理することが必要がある。
- ・県から移譲される事務への対応等については、千葉市の事例分析が必要ではないか。

#### ●協議事項(5) 「広域的課題の整理」

事務局から資料2に基づき説明があった。説明に対する意見の概要は以下のとおり。

- ・広域的課題の背景として、「高齢化社会の進展」を共通課題として重視すべきである。
- ・合併や政令指定都市移行により「新しい価値の創造」ができる可能性があるのかどうか という検討につながるような、課題のとりまとめ方が必要である。
- ・東葛地域の各市の課題は共通する点が多いこと等を切り口に、政令指定都市移行のメリット等の検討を進めることが考えられる。
- ・東葛地域内を結ぶインフラ整備が必要ではないか。
- ・東葛地域の各市は様々な特性をもっており、地域の将来像や地域の役割分担等の検討に 結びつくようなデータ整理等が必要である。

#### ●協議事項(6) 「その他」

事務局から、先進事例に対する視察を予定していること、及び次回研究会は平成19年 1月を予定していること等について説明を行った。

説明に対する意見として、「先進事例視察については、事前に質問項目を十分検討すべきである」との指摘があった。